

# 富士見市青少年問題協議会資料

平成25年8月8日(木)

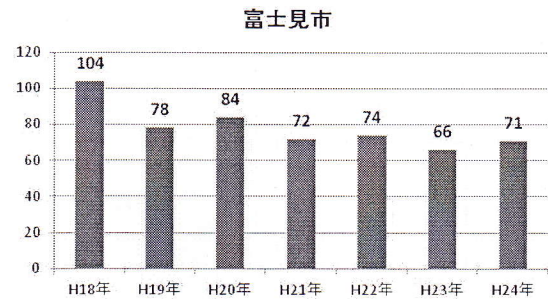
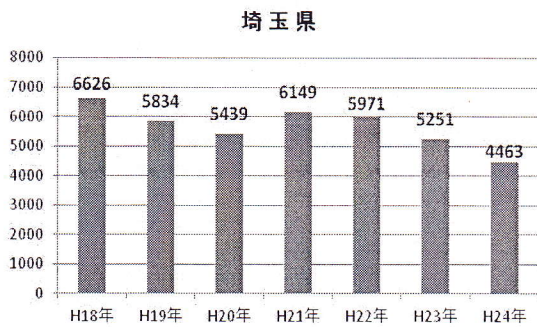
於：富士見市中央図書館

## 1 非行情勢（刑法犯少年数）

（平成24年中）

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
埼玉県	6626	5834	5439	6149	5971	5251	4463
富士見市	104	78	84	72	74	66	71
少年の割合	32.7%	30.2%	29.7%	31.8%	30.9%	26.7%	23.9%

注) 少年の割合とは、全刑法犯被疑者のうち刑法犯少年（14歳～19歳）の占める割合  
 富士見市数値は、平成24年版少年非行白書より

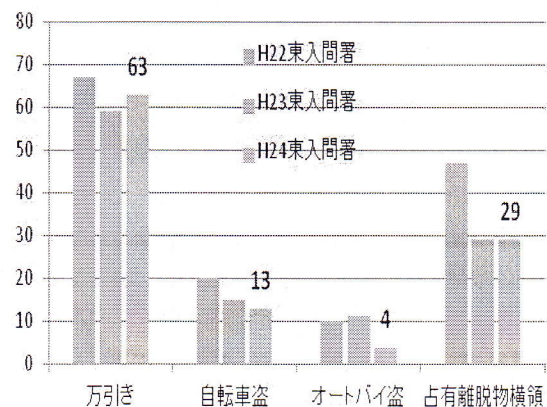
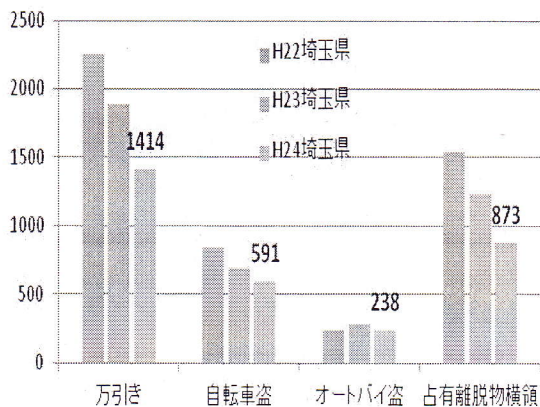


## 2 初発型非行の検挙補導（触法少年を含む）状況

※東入間警察署は、富士見市、ふじみ野市、三芳町を管轄。

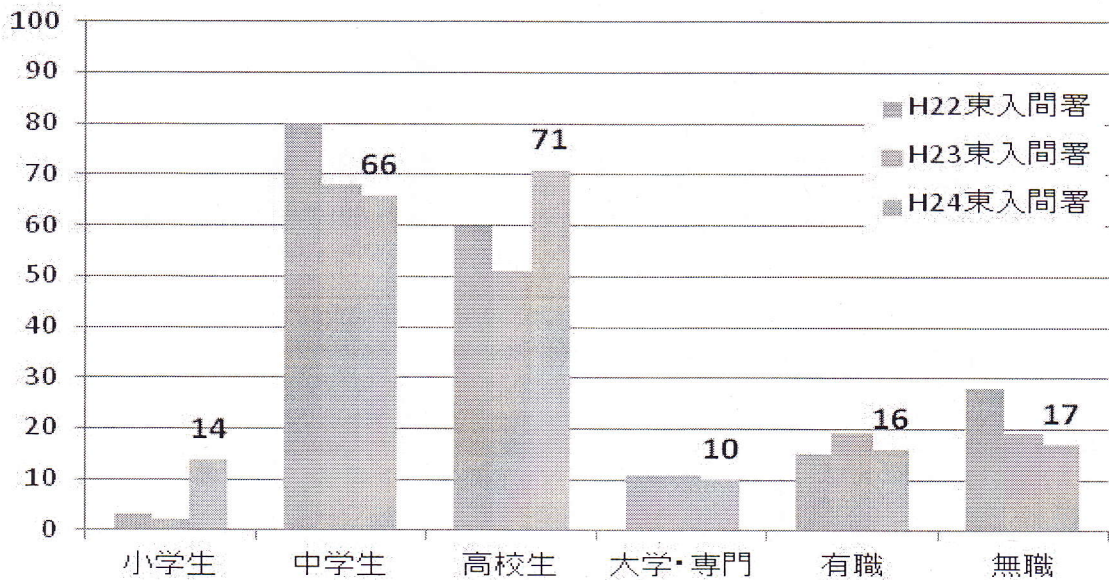
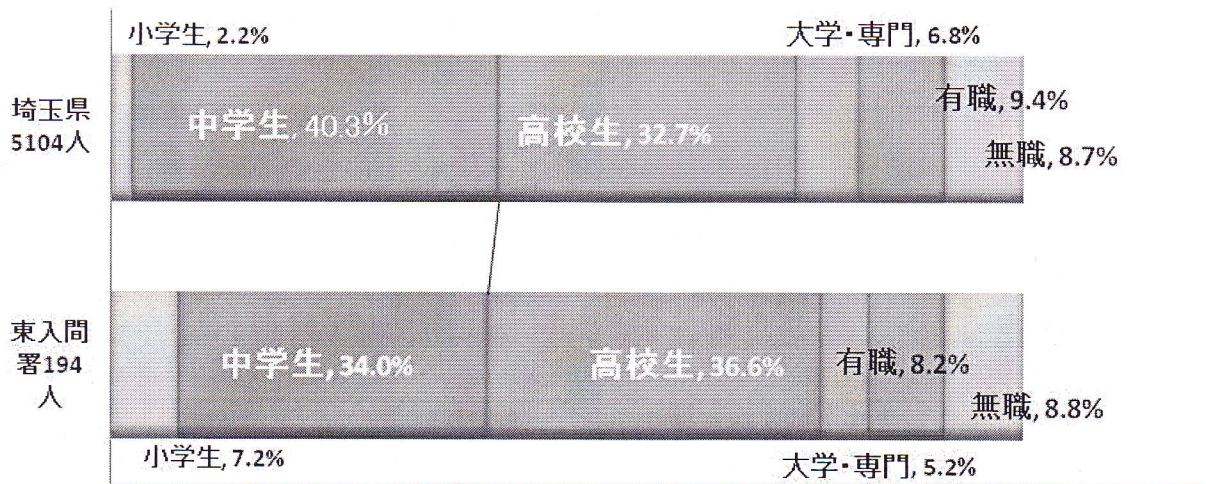
	万引き	前年との比較		自転車盗	前年との比較		オートバイ盗	前年との比較		占有離脱物横領	前年との比較		合計	前年との比較	
		増減数	増減率		増減数	増減率		増減数	増減率		増減数	増減率			
埼玉県	1,414	-471	-25.0%	591	-98	-14.2%	238	-47	-16.5%	873	-353	-28.8%	3,116	-969	-23.7%
東入間署	63	4	6.8%	13	-2	-13.3%	4	-7	-63.6%	29	±0	0.0%	109	-5	-4.4%

注) 数値は、平成25年2月少年非行統計より



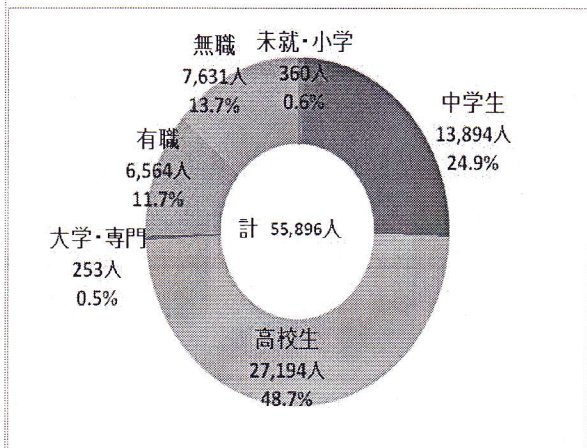
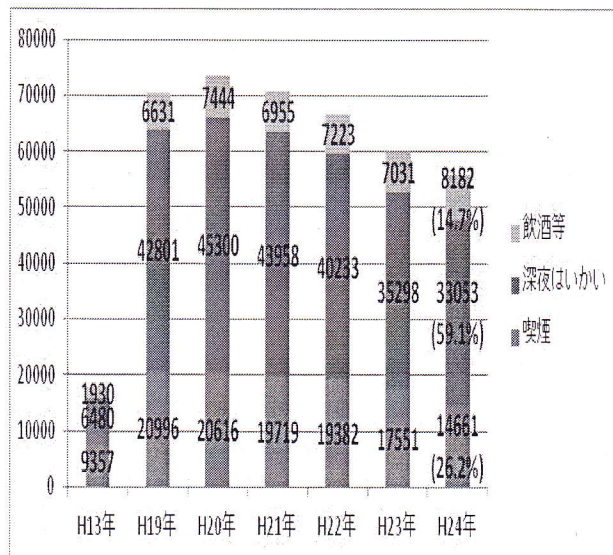


### 3 刑法犯少年（触法少年を含む）学識別検挙・補導状況



### 4 不良行為少年の実態（平成24年中）

補導人員（暫定値） 55,896人（前年比-3,984人、-6.7%）



喫煙・深夜はいかいが、85.3%

中・高校生が73.6%

# 埼玉県青少年健全育成条例について

平成25年8月8日（木）

於：富士見市立中央図書館

## 1 目的

青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、青少年の健全な育成を図ること。

## 2 基本理念

全ての人が、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長するように青少年を育成する。

## 3 優良図書等の推奨

青少年の健全育成上、特に優良と認める図書等を推奨し公表している。

## 4 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止（主なもの）

### (1) 有害図書等の指定及び売買等の禁止

本、DVD、ゲームソフト

- ・青少年に対する販売、贈与、貸付け、閲覧等の禁止
- ・書店等における区分陳列義務

### (2) 有害がん具等の指定及び売買等の禁止

性的がん具、ナイフ

- ・青少年に対する売買、贈与、貸付け、閲覧等の禁止

### (3) 自動販売機への有害図書等、有害がん具の収納禁止

### (4) みだらな性行為等の禁止

- ・青少年に対するわいせつ行為等の禁止

### (5) 青少年に対し入れ墨を施す行為等の禁止（平成25年2月1日施行）

### (6) 深夜に外出する行為の制限（23時～翌日4時）

- ・保護者…青少年を外出させないように努める
- ・保護者以外の者…保護者の委託、承諾なく青少年を外出させる行為の禁止
- ・深夜営業者…帰宅を促すように努める

### (7) 深夜における施設への入場の禁止

カラオケボックス、インターネットカフェ

- ・青少年を深夜に入場させる行為の禁止
- ・青少年の深夜入場禁止表示義務

### (8) 携帯電話

- ・保護者…フィルタリングを利用しない場合、理由等を書面で提出する義務
- ・携帯電話事業者

ア 契約時に、インターネットの危険性等を説明する義務

イ 上記の説明内容を記載した書面を交付する義務

ウ フィルタリング解除は、書面提出があった場合のみとすること

エ 提出された書面を保存する義務（契約終了または青少年が18歳に達するまで）